

2016年6月21日

会社名 新華ホールディングス・リミテッド
 代表者名 最高経営責任者（CEO）
 レン・イー・ハン
 連絡先 経営企画室マネージャー
 高山 雄太
 （電話：03-4570-0741）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、従業員、及び会社の利益のために、コーポレート・ガバナンス、情報開示、及び透明性の向上を実現することに注力しております。

経営陣を客観的に監督するために、取締役会には複数の独立取締役が含まれています。2015年12月31日現在、取締役会は3名の取締役で構成されていますが、そのうち2名が独立取締役です。当社の監査委員会、報酬委員会、および投資委員会の構成は独立取締役を含みます。

当社は、TDnet（適時情報開示サービス）、株主、及び投資家に適時な情報開示をすることで高い透明性を維持します。当社が実施する情報開示の内容としては、有価証券報告書及び四半期報告書、ならびにプレスリリースなどであり、すべて当社のウェブサイトで公開されます。

また、当社は、当社およびその子会社の従業員に対し当社株式の取引に関して日本の金融商品取引法に基づき課されている義務を認識させるとともに、特に、当社の事業活動に関して当該従業員が取得した内部情報の管理について基本的な手続を設定し、インサイダー取引の防止に係る職務上の義務を定めることで、当該従業員によるインサイダー取引を防止することを目的としたインサイダー取引防止方針を規定しております。

2. 資本構成（2015年12月31日現在）

外国人株式保有比率	60%以上 70%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】（2015年12月31日現在）

氏名又は名称	株式の種類	所有株式数(株)	割合(%)
One Heart International Limited	普通株式	2,666,488	32.66%
Lai Man Kon	普通株式	1,208,117	14.80%
Lie Wan Chie	普通株式	824,814	10.10%
Lian Yih Hann	優先株式	225,000	2.76%
原野 直也	普通株式	206,212	2.53%
KABUSHIKIGAISYABIYONDOERU	普通株式	135,240	1.66%

氏名又は名称	株式の種類	所有株式数(株)	割合(%)
SHK INV SVCS-SEGREGATED CLIENT A/C	普通株式	130,024	1.59%
アカバネ ノリヒコ	普通株式	129,000	1.58%
ニシヅノ タケユキ	普通株式	58,858	0.72%
ミヤタ カズノリ	普通株式	57,975	0.71%

補足説明

2015年12月31日付で当社の発行済株式総数(普通株式及び優先株式)8,164,448.79株に対する割合です。

「KABUSHIKIGAISYABIYONDOERU」以下の株主の所有株式数に2015年11月6日以降変更がないことを前提としています。

3. 企業属性 (2015年12月31日現在)

上場予定市場区分	東京証券取引所、市場第二部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	取締役会及び委員会設置会社
------	---------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない(2名以上)
定款上の取締役の任期	<p>付属定款第67条(1)に基づき、各年次株主総会において、当該時点における取締役の3分の1(又は、その人数が3の倍数ではない場合、3分の1に最も近くそれを上回らない人数)は、輪番制により辞任するものとする。但し、他のいかなる条項に関わらず、取締役会の議長及び/又は当会社の経営担当取締役は、その役職に在任する間、輪番制による辞任に従うことはなく又は各年において辞任すべき取締役の数として考慮されないものとする。</p> <p>付属定款第67条(3)に基づき、辞任する取締役は、再任される資格を有する。輪番制により辞任する取締役には、(輪番制により辞任する取締役人</p>

	数を確定することを要する限り、) 辞任を望むが再任を希望しない取締役が含まれるものとする。かかる輪番制により辞任すべき残りの取締役は、直前の再任又は任命以降最も長期間在任する他の取締役とし、その結果直近で同日に取締役に再任された者においては、辞任すべき取締役は（両者の間で別途の合意がない限り）くじ引きにより決定されるものとする。
取締役会の議長	最高経営責任者
取締役の人数	3名（内、2名は独立取締役 2015年12月31日現在）
独立取締役の選任状況	2名（2015年12月31日現在）

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
チャン・ツ・イン（独立取締役）	他の会社の出身者									
原野 直也（独立取締役）	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立取締役	適合項目に関する補足説明	当社独立取締役に選任している理由
チャン・ツ・イン	○	-	当社との間に特別な利害関係がなく、当社が定める独立性判断基準（注）に抵触しておらず、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立取締役に選任しております。
原野 直也	○	-	当社との間に特別な利害

氏名	独立取締役	適合項目に関する補足説明	当社独立取締役に選任している理由
			<p>関係がなく、当社が定める独立性判断基準（注）に抵触しておらず、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立取締役に選任しております。</p> <p>当社は、2015年2月5日に原野氏より借入を行ったため、同氏は、独立取締役から執行取締役となりました。その後、当社は、2015年12月22日に第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）により、同氏に全ての借入（元金・利息）を返済したため、同氏は、再び独立取締役となりました。</p>

（注）当社取締役会は、独立取締役の独立性に関して以下の基準を適用しております。

取締役としての判断の独立性や取締役会での協議において説得的かつ有益な貢献を果たす能力を著しく制限する、又は取締役として当社利益を最大化するよう行動する能力を制限する事業上の関係を有していないこと。通常の事業運営において当社と取締役が関与する企業との間に何らかの契約が存在する場合、これらの契約は双方の企業にとっての重要性に基づき審査されます。これらの基準を適用することにより、当社取締役会は、全ての非業務執行取締役についてその独立性が担保されるものと認識しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	委員(名)	取締役(名)	独立取締役(名)	委員長(議長)
監査委員会	チャン・ツ・イン 原野 直也	-	チャン・ツ・イン 原野 直也	独立取締役
報酬委員会	レン・イー・ハン チャン・ツ・イン	レン・イー・ハン	チャン・ツ・イン	取締役
投資委員会	レン・イー・ハン チャン・ツ・イン	レン・イー・ハン	チャン・ツ・イン	取締役

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり、当社には監査委員会に直接報告をする1名の内部監査人がいます。
---------------------------	-----------------------------------

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

<p>内部監査人による監査結果の報告及びその改善提案は、監査委員会に直接提出されます。</p> <p>内部監査人によるレビュー内容は、監査委員会及び外部監査人に提出される以前に、当社経営陣及び取締役による影響を受けたり、レビューに供されたりすることはありません。</p>

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査委員会委員である取締役は、監査委員会による監査を通じて監査を行います。内部監査人は、経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、監査報告書を監査委員会へ提出し、監査委員会は同報告書の確認及び検討を行います。また、監査委員会は独立監査人による監査報告書を検証します。</p> <p>監査委員会は、経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査を行っています。</p> <p>監査委員会の委員ではない独立取締役は、当社の日常的な監査及び監督は行いませんが、当社の運営に関する重要事項について定期的に報告を受けます。</p>
--

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	従業員ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）を策定しており、これは当社の報酬委員会において管理されております。</p>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役／従業員 ／コンサルタント又はアドバイザー、及び役員会が判断するその他の者
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

<p>この制度は、従業員、取締役、コンサルタント又はアドバイザー、及び役員会が判断するその他の者を対象とします。株価又は新株予約権行使価格（いずれか該当する場合）は報酬委員会によって決定されますが、額面価格を下回ることはありません。株式プールは調整の対象となっていますが、当社の増枠授権資本の20%を超えることはありません。増枠授権資本は、当社の潜在株発行後株式総数として定義されます。</p>

【取締役報酬関係】

開示状況	全取締役の報酬の総額を開示
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>有価証券報告書及び決算短信の中で開示しています。</p>

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の定款によると、取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。当社取締役は、当社取締役の報酬の額の決定に関する方針に基づき、規模において当社と類似し国際的視野を有する企業と同程度の基本報酬を受領しており、報酬委員会が定める業績目標を達成することにより、より多くの報酬総額を受けることができます。報酬委員会は、取締役会の決議により決定される2名以上の成員で構成されるものとし、(現在の報酬委員会は、執行役でない独立取締役1名及び執行役である取締役1名の計2名で構成されています。)かかる報酬は、取締役会又は報酬委員会(場合に応じます。)が合意する割合・方法で(かかる合意がない場合には均等に)取締役会の構成員間で分配されます。但し、報酬算定期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、在職期間に関する報酬について当該一部期間分のみ受領する権利を有するものとします。かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

会社及び子会社の重要な決定事項についての検討及び承認を行う必要に応じて取締役会が開催されます。会議は物理的にひとつの場所で開催されることもありますが、電話会議形式による場合もあります。いずれの場合も、会議の内容は事前にすべての社内及び社外取締役に対して配布されます。取締役会以外でも、すべての社内及び社外取締役は電話、ファックス及びEメールによって連絡をとることができる体制になっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

① 経営体制

当社グループの業務は、究極的には当社の取締役会により経営され、執行されております。2015年12月31日現在、当社の取締役会は、現在3名の取締役で構成されており、その内2名が独立取締役です。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。当社の取締役会は、各独立取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役(取締役会会長又は業務執行取締役以外)(取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役)が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会会長及び業務執行取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたるCEO、当社の財務会計業務にあたる最高財務責任者(CFO)又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それらを解任す

ることができます。取締役会によって構成される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を使用する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、当社の取締役 1 名及び独立取締役 1 名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。当社は 2005 年 11 月 17 日の取締役会決議により、2 名の取締役によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は 2 百万米ドル未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による義務の履行は、常に当社の取締役会によって監視・監督されます。

当社グループは、このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、経営陣と株主との間での利益の均衡を図っております。

② 監査体制

2015 年 12 月 31 日現在、当社の独立した非業務執行取締役 2 名によって構成されています。監査委員会の目的は、(i) 当社の四半期及び年次の財務情報、(ii) 外部及び内部の監査報告書、並びに (iii) 経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査することで、取締役会を支援することにあります。

監査委員会は、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員以外の 2 名の取締役によって構成されます。監査委員会の半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の 1 名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- (a) 当社の年次報告書、財務諸表及び四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役に提供すること。
- (b) 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- (c) 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、清和監査法人が、当社の独立監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本における一般に公正妥当と認められた監査の基準に従って外部監査人により監査されます。独立監査人は、日本 GAAP に基づいて作成された財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。清和監査法人及び RSM ネルソン・ウィーラーは、2014 年 12 月期における当社の財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、日本版 SOX 法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行いました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

③ 内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されています。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、CEO の承認を受けます。内部監査人は、その監査業務及び手続を (i) 計画、(ii) 実施、(iii) 報告及び (iv) フォローアップの4段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、(i) 誠実性、(ii) 客観性、(iii) 正確性、(iv) 分析、(v) 丁寧さ及び (vi) 秘密性の6つの重要な理念を維持することを目標としています。内部監査人は、実査をする際には、(i) 運営上の統制を監視し、(ii) かかる統制がどのように管理されているかを調査し、(iii) 統制状況を証明する原始書類まで遡り項目を追跡し、(iv) ウォークスルーテストを行った上、(v) 実証・詳細のテストを実施するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。独立監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、独立監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

当社の内部監査チームは、日本版 SOX 法及び 2014 年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、財務部門と共同で 2014 年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの経営を効率的に執行し、意思決定を迅速にするため。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の少なくとも中 21 日以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は 2015 年 12 月 22 日に開催されました。
電磁的方法による議決権の行使	なし
その他	当社は、自社のウェブサイト上に株主総会の招集通知及び決議通知を日本語にて公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	投資家向けに日本において年に一度、年次株主総会後に説明会を開催予定であります。	あり
IR 資料をホームページ	当社ウェブサイト株主及び投資家向けの専用ページを設	あり

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ページ掲載	け、財務報告書やその他の資料のほか、最新の会社概要プレゼンテーション、株価情報、株式に関する情報、アニュアルレポート、最新ニュースやイベント情報を日本語又は英語で閲覧することができます。また、ウェブサイトから当社 IR 部門に直接連絡することが可能なリンクを設定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社 IR 部門は、当社 IR 活動の計画、監督、実行に関する責任を持ち、東京に要員を配しています。また、経営陣、コーポレート・ファイナンス部門と頻繁に連絡を取り、株主及び投資家に対して常に最新の会社情報を提供できる体制を構築しています。	あり

IV. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、一般的な規程（行動規範や従業員ハンドブックなど）及び実務上の規程（営業マニュアルや会計マニュアルなど）の両方に関する会社ポリシーやマニュアルを整備することにより、当社及び子会社の内部統制の確立を図っています。日本版 SOX 法及び 2014 年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、当社の内部監査チームが財務部門と共同で 2014 年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。また、同法を遵守し、2014 年度における財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、当社経営陣及び財務部門は自己評価を行っただけでなく、独立監査人である清和監査法人及び RSM ネルソン・ウィーラーらとともに、日本版 SOX 法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行うため協力しました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

V. その他

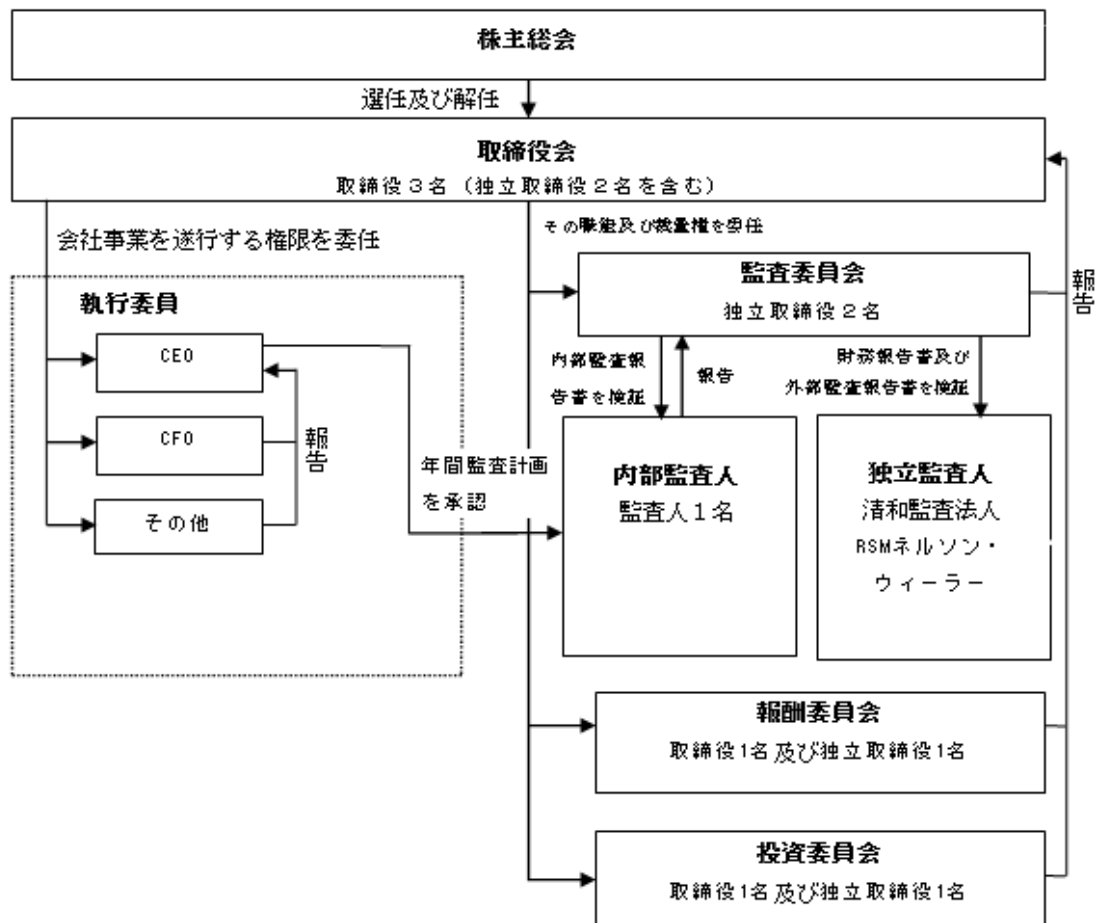
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	あり
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当なし

【模式図(参考資料)】 2015年12月31日現在



【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

① 情報取扱責任

当社の適時適切な開示を提供する責務の一環として、当社は各種情報の取扱に関する権限及び責任が明確にされる情報開示方針を制定しております。

当社は、当社の IR 部を証券取引所へ開示又は報告する情報の取扱に係る責任を負う部門としています。

当社の各部門の長は、情報管理責任者として、当該部門が監督するグループ全体に関する情報を含めた当該部門に関連する情報を収集し、管理します。

IR 部は、各部門の長から受ける当社の情報を適時開示ガイドに沿って、更新及び修正する責任を負います。

IR 部及びファイナンス部は、情報開示の方針を管理・検討する責任を負い、IR 部は、当社の全てのプレス・リリースについて、一般の投資家等からの問合せに対応する責任を負います。

② 開示方針の決定／適時開示

各部門の長は、当該部門に関連する情報を収集及び管理し、さらに当該部門が監督するグループ会社からも必要な情報を入手し、当該情報を部門情報として総合的に集約し、管理します。

各部門の長が受領した情報は、直ちに最高経営責任者（CEO）へ伝達され、さらに最高経営責任者は当該情報を IR 部及びファイナンス部に伝達し、必要に応じて日本国内の社外の法律事務所の助言を受けながら当該情報が東京証券取引所の定める適時開示規則における開示基準に該当するか否かを判断します。IR 部及びファイナンス部は、適時開示の問題及び発表内容が正確であるかにつき最高財務責任者（CFO）及び最高経営責任者と協議します。一定の状況において、最高経営責任者は取締役会の独立したメンバーに助言を求めることがあります。

情報を開示すべきであると決定された後、IR 部は、決定された開示方針に従い、当該情報を適時に開示するよう手配します。

以上